

青少年の健全育成について

神奈川県県民局次世代育成部青少年課

事件・事故につながりかねない青少年の深夜外出や喫煙・飲酒など、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止するため、神奈川県では、「神奈川県青少年保護育成条例」や「神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例」により、次のように規定しています。

● 青少年の深夜外出の制限について

保護者は・・・

- ・ 特別の事情がある場合のほかは、深夜（午後11時から午前4時までの間）に青少年を外出させてはいけません。深夜外出に伴って受けかねない危害からお子さんを守りましょう！
- ・ 保護者が一緒であっても、深夜外出してはいけません。
お子さんの生活習慣の乱れや、深夜外出への抵抗感を下げ、将来の単独外出を助長するおそれがあります。深夜にお子さんを同伴して外出しないようにしましょう！

県内にいる人は誰でも・・・

- ・ 保護者の承諾などを得ないで、深夜に青少年を連れ出したり、同伴したり、とどめたりしてはいけません。
- ・ 深夜に外出している青少年に対しては、その保護や帰宅の勧奨に努めなければなりません。
※ 青少年が保護者から深夜外出の承諾を得ていることが明らかである場合は、この限りではありません。

深夜に営業を営む者、従業員等は・・・

- ・ カラオケ店やインターネットカフェ・まんが喫茶では、深夜に青少年を施設に立ち入らせてはなりません。また、施設の入り口に、深夜における青少年の立入りを禁止する旨を表示しなければなりません。
- ・ 深夜に施設内又は敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すように努めなければなりません。

● 青少年(20歳未満)の喫煙・飲酒の防止について

県内にいる人は誰でも・・・

- ・ 青少年に対し、喫煙・飲酒を勧めたり、そのための場所を提供したり周旋したりしてはいけません。
大人が、青少年にたばこやお酒を勧めることは、あってはならないことです。また、たばこや酒類の自動販売機用の成人識別カードの貸し借りは、青少年の喫煙や飲酒を助長するのでやめましょう！
- ・ 青少年に対し、みだりにたばこ・酒類の購入を依頼してはいけません。
たばこや酒類の買い物を頼むことは、販売時にトラブルを招く原因となるばかりでなく、青少年のたばこや酒類に対する抵抗感を下げのおそれもあります。たばこや酒類の買い物を青少年に頼まないようにしましょう！



神奈川県民は・・・

- ・ 青少年が喫煙・飲酒をしないよう声かけするよう努めなければなりません。
周囲の大人が日ごろから声をかけ、見守っているということを伝えることが、青少年の喫煙や飲酒の防止につながります！

販売業者、飲食店等営業者は・・・

- ・たばこ・酒類を購入しようとする者が青少年であると思われるときは、運転免許証などの提示を求め、年齢や生年月日を確認しなければなりません。

青少年の喫煙・飲酒は、「未成年者喫煙禁止法」や「未成年者飲酒禁止法」により、禁じられております。

保護者は、青少年が喫煙・飲酒していることを知ったときは制止しなければなりません。

販売者は、青少年に販売・提供しないように、年齢確認をしなければなりません。

「神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例」では、青少年に喫煙・飲酒を勧誘し、助長する行為を禁じるとともに、県民への協力を呼びかけています。

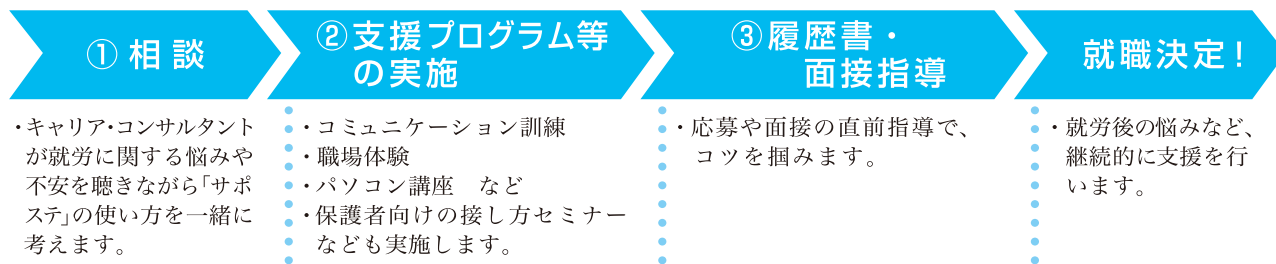
青少年指導員の皆様方におかれましては、日ごろより、こうした規定により、青少年への善導に取り組んでいただいておりますが、改めまして、条例へのご理解と、これまで以上に青少年に対する積極的な声かけ、見守りにご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

ニート等の若者の就労などを支援する地域若者サポートステーションのご案内

地域若者サポートステーション(愛称:サポステ)では、働くことに悩みを抱えている15歳～39歳までの若者を対象に、就労に向けた支援を行っています。臨床心理士やキャリア・コンサルタントなどによる専門的な相談や、各種講座や職業体験などを通じて、就職等を目指します。

サポステは、厚生労働省が認定した全国の若者支援の実績やノウハウのあるNPO法人、株式会社などが実施しています。お気軽にご相談ください。

◆支援の流れ



県内の地域若者サポートステーション

※面接相談には予約が必要です。

よこはま若者サポートステーション	【電話】045-290-7234 【交通】各線「横浜駅」西口から徒歩約8分
湘南・横浜若者サポートステーション	【電話】0467-42-0203 【交通】JR「大船駅」東口から徒歩約5分
かわさき若者サポートステーション	【電話】044-850-2517 【交通】JR「武蔵溝ノ口駅」、東急線「溝の口駅」から徒歩5分
さがみはら若者サポートステーション	【電話】042-703-3861 【交通】JR・京王線「橋本駅」北口から徒歩約1分
県央地域若者サポートステーション	【電話】046-297-3067 【交通】小田急線「本厚木駅」から徒歩約5分
県西部地域若者サポートステーション	【電話】0465-32-4115 【交通】JR・小田急線「小田原駅」西口から徒歩約3分



(県央地域若者サポートステーション)